

パ技26-21
平成27年2月2日

各位

日本パーマネントウェーブ液工業組合
技術委員長 井上潔

既承認品目におけるパーマネント・ウェーブ用剤の分離申請に添付する
記載事項対比表記載例のご連絡

拝啓

平素は、当組合の運営に関し、ご理解・ご協力賜り深く感謝申し上げます。

さて、パーマネント・ウェーブ用剤の既承認品目について、業務用の製剤に限り、第1剤と第2剤を分けて製造販売する際の申請（以下、分離申請）の取扱いについては、「パーマネント・ウェーブ用剤の分離申請の取扱いについて」（平成26年12月10日薬食審査発1210第1号）に示されていますが、当該通知に添付される「既承認品目におけるパーマネント・ウェーブ用剤の分離申請モックアップ」（平成26年12月10日、一部改正：平成26年12月23日 日本パーマネントウェーブ液工業組合）に記載の「記載事項対比表」につきまして、当局のご指導を得て別紙の通り具体的な記載例を作成致しましたので、ご連絡します。

分離申請の際には、既承認品目の承認事項からの変更箇所は全て「記載事項対比表」に記載し、申請書類に添付することが必要となりますので、資料作成の際にご活用ください。

以上、宜しくお願いします。

敬具

(別紙)

- ・既承認品目におけるパーマネント・ウェーブ用剤の分離申請に添付する記載事項対比表記載例
(平成27年1月26日)

以上